

浄土宗施設賠償責任補償コースについて

本制度は寺院（法人）としての施設管理上や業務遂行中に発生した法律上の賠償責任を補償するとともに、施設の利用者が急激かつ偶然、外来の事故によりケガをして死亡した場合、または医師の治療を受けた場合に支出される「遺族への弔慰金」「お見舞金」などを補償する制度です。あわせて、寺院敷地内における住居部分は法人ではなく、個人としての賠償責任発生の可能性もあるため、個人としての法律上の賠償責任をも補償できるようになっています。詳しくは、下記「明和保険サービス」までご請求いただき、併せてお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

制度に関するお問い合わせ・ご連絡先

明和保険サービス・総合補償センター

フリーダイヤル 0120-38-8424

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105